

船舶事故調査報告書

令和3年6月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 令和2年12月25日 15時15分ごろ |
| 発生場所 | 沖縄県石垣市船越漁港北西方沖 平久保埼灯台から真方位216° 5.5海里（M）付近 （概位 北緯24° 32.1′ 東経124° 15.3′） |
| 事故の概要 | 遊漁船ふぁみりー八号は、漂泊して遊漁中、転覆した。 ふぁみりー八号は、船外機の濡損等を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 遊漁船 ふぁみりー八号、0.9トン ON3-480249（漁船登録番号）、個人所有 5.83m（Lr）×1.92m×0.75m、FRP ガソリン機関（船外機）、36.8kW、平成12年7月 第296-20613号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 29歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 令和2年4月28日 免許証交付日 令和2年4月28日 （令和7年4月27日まで有効） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 船外機に濡損、操舵スタンドが破損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約8m/s、視界 良好 海象：うねり 波向北東、波高約1.5～2m、潮汐 上げ潮の末期、水温 約24℃ 石垣市には、12月14日03時17分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、遊漁の目的で、令和2年12月25日11時30分ごろ船越漁港を出港した。 船長は、出港する際、海上がやや荒れていると感じたので、船越漁港の北方に存在するリーフの内側で13時30分ごろまで遊漁を行った後、海上が少し穏やかになってきたのを感じ、同リーフの外に出て |

| | |
|---|---|
| | <p>主機をアイドリング状態として漂泊しながら遊漁を続けた。</p> <p>船長は、船越漁港北西方沖において、釣り客が魚を釣り上げた後、本船が圧流されて‘船越漁港の北西方にあるリーフ’（以下「本件リーフ」という。）に近づいていたので、舵をとって本件リーフを避けようとした時、本船の船尾方目前に高さ約3.5mの波を認めた。</p> <p>本船は、15時15分ごろ、船尾方から波を受けて船尾が持ち上がり、船体が波に乗った状態で前方に押し流され、船長が舵をとったものの舵効きがなく、船尾が前方に投げ出される形で転覆して本件リーフ内に圧流された。</p> <p>船長及び釣り客は、船外に投げ出された後、船底を上にして浮かんでいる本船に這い上がった。</p> <p>船長及び釣り客は、本船が転覆した際に携帯電話が流され、すぐに救助を要請することができなかったが、釣り客が、本船が圧流されて陸岸に近づいたところで泳いで上陸し、18時21分ごろ付近の民家で電話を借りて110番通報した。</p> <p>船長は、本船に残って救助を待っていたところ、琉球水難救済会宝島救難所の所属船により19時15分ごろ救助された</p> <p>本船は、翌26日、僚船により船越漁港にえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照）</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長は、本事故当日、波浪注意報が発表されていることを認識していたが、最初に遊漁を行ったリーフの内側は波が穏やかであり、また、リーフの外側は波高約1.5～2mのうねりがあったものの、北東の風に対して島陰になるので問題なく遊漁を行うことができると思った。</p> <p>船長は、令和2年6月から遊漁船の船長として1人で乗船するようになって以降、本事故発生場所付近で何度も遊漁を行っており、本件リーフの存在も認識していた。</p> <p>海図W1206（八重山列島）によれば、本事故発生場所付近は、北方に面した本件リーフが存在しており、水深が46m及び62mの海域から5m等深線付近まで急激に浅くなっている。</p> <p>気象庁のホームページによれば、うねりは、水深の浅い海岸（防波堤、磯、浜辺など）付近では海底の影響を受けやすく、沖からのうねりが急激に高くなることがある。</p> <p>船長及び釣り客は、膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、防水型の携帯電話を操舵スタンド付近に置いて操船に当たっていたところ、転覆して船外に投げ出された際に同携帯電話も船外に流された。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>本船は、船越漁港北西方沖において、波浪注意報が発表され、高さ1.5～2mの北東からのうねりが発生している状況下、船長が、うねりの急激に高くなりやすい海域で遊漁を続けていたことから、船尾方から波高約3.5mの波を受け、船尾が持ち上げられて転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件リーフ付近が北東の風に対して島陰になるので問題なく遊漁を行うことができると思っていたことから、遊漁を続けていたものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、船越漁港北西方沖において、波浪注意報が発表され、高さ1.5～2mの北東からのうねりが発生している状況下、船長がうねりの急激に高くなりやすい海域で遊漁を続けていたため、船尾方から波高約3.5mの波を受け、船尾が持ち上げられて転覆したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶は、リーフの^{まわ}際などの水深が急激に浅くなる海域では、波浪が急激に高くなることがあるので、常に波の状況に注意すること。 ・ 波浪注意報等が発表されている場合は、リーフの内側に比べて外側では波浪が高いので、そうした海域に長くとどまらないようにすることが望ましい。 ・ 防水型の携帯電話を携行するとともに、クリップ付きのストラップ又はネックストラップを利用したり、ファスナー付きのポケット又は身に付けたポーチに入れるなどして、操船者等が海中に投げ出されても携帯電話を使用できるようにしておくことが望ましい。 |

付図1 事故発生経過概略図

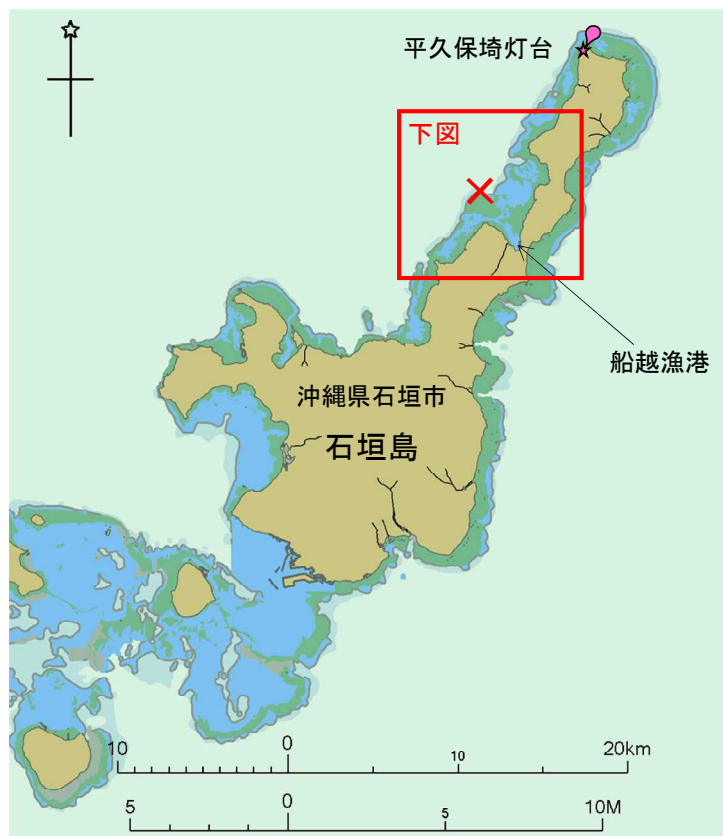


写真1 本船

